

事務所だより 9月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel: 090-7490-7396

Fax: 0797-78-6488



清涼の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ついに新型コロナウイルスに感染してしまいました。第7波を乗り越えるため、電車の中ではつり革・手摺を持たない、駅のトイレで手洗いをしてから訪問するなど対策をしていたので、大丈夫と思っていたのに感染です。8月の初めに三宮に出る用事があって、その2日後の夕方に喉が痛くなりました。「ちょっとヤバいかな」と思っていたら3日目に熱が出てそのあと3日間熱で寝たきりでした。幸い(?)熱は39.5℃までしか上がらず、喉の痛み以外は頭痛や下痢もなかったの

で、生き延びることができました(>_<)。3回目のワクチン接種が効いたのかどうか、とりあえず重症化せずに済みました。

新型コロナウイルスに感染すると10日間の療養期間が課せられます。その間、外出できません。私の場合は、寝室からトイレ・シャワー以外は出ずに隔離です。寝室で食事をして、仕事もノートパソコンを持ち込んで対応しました。洗濯も別にしてもらい、私が触ったものはすぐに消毒。う～ん、私がウイルスそのもの、でしたね(^;)。

ちょうどお盆休みになったので、仕事の面ではラッキーだったかもしれません。その代わり休み中に片付けようと思っていたことが全く何もできませんでした(テニスの約束もあったのに...)。あと、4日間ほぼ寝てましたので、体力が落ちてしまって、何をやるにも億劫なのと、集中力が続かないのが困ります(T_T)。寝てばかりはダメですね。

新型コロナウイルス、今から考えると、気を付けていたにもかかわらず、何かウイルスが付着しているものを触ったのだと思います。人と話をしているときは、ある程度の距離がありましたし、お互いマスクをしていたので、飛沫感染の可能性は低いと思っています。ウイルスが付いた手で目を擦ったり、鼻や口を触ったのが感染の原因ではないか、と考えていま



オニヤンマとギンヤンマ、久しぶりに見ました。芦屋にもいるんですね(^)。



す。油断があったのかな…。感染するとやっぱりしんどかったの、皆様、くれぐれもお気を付け下さい。ポイントは手洗いです!

では、事務所だより9月号をお送りします。



療養中、知り合いが送ってくれた厄除け。効果あり!?

☆ お知らせ (2022年9月の税務)

期限	項目
9月12日	▶ 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日	▶ 7月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 1月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
▶ 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>	

☆ 日本版インボイス制度～出張時の精算～

8月号では、クレジットカード利用の場合の消費税の仕入税額控除に必要な書類を説明しました。結果として、カード会社から発行される明細書だけでは、仕入税額控除はできず、クレジットカードを利用した各店舗等が発行した領収書等の紙の書類や電子データが必要ということでした。

そして、クレジットカード利用に関連して、ETCカードを使って有料道路を利用した場合の仕入税額控除について触れました。

8月号では、料金所で現金で通行料を支払った場合は、その領収書がインボイスとなりました。また、料金所でクレジットカードで通行料を支払った場合は、領収書のような「利用証明書」がインボイスとなります。

ETCカードの場合、ETCカードには次の3つの種類があり取扱いが異なります。

- ① ETCクレジットカード
- ② ETCパーソナルカード

③ ETCコーポレートカード

① ETCクレジットカードは、高速道路の会社6社で運営する「ETC利用照会サービス」に登録することで、「利用証明書（PDF形式）」、「利用明細（PDF形式）」、「利用明細（CSV形式）」の電子データを保存し、出力することができます。インボイスとして認められるのは、「利用証明書（PDF形式）」です。従って、毎月「ETC利用照会サービス」にアクセスして「利用証明書」を保存する必要があります。

このETC利用照会サービスですが、実際に登録するにあたって、ETC車載器番号を登録する必要があります。このETC車載器番号の登録について、下記のような問い合わせがありました。

<問>

出張時に現地でレンタカーを利用します。レンタカーにETC車載器が搭載されているので、自分のETCクレジットカードを挿入して有料道路を利用しました。このとき、ETC利用照会サービスに登録するには、レンタカーに搭載されていた車載器番号が必要になるようですが、毎回、レンタカーを借りるたびに車載器番号を控えておくか、レンタカー会社に車載器番号を聞かないといけないのでしょうか。

<答>

→ 今の段階では、レンタカーの車載器番号を控えておくか、レンタカー会社に借りた車両の車載器番号を聞くことが必要、としか言えません。私が調べた限り、まだ見解は出ていませんでした。税務署に問い合わせましたが、『現時点では分かりません』とのことでした。また、分かりましたら、事務所だよりでお知らせします。

結局こんな感じで、実際にインボイス制度が始まったら、数多くの問題が発生するのではうね。インボイス制度、今からでも止めてもらいたいです。

さて、次に②ETCパーソナルカードと③ETCコーポレートカードについての内容です。ETCパーソナルカードなどは、次のようにインボイスを保存等します。

②ETCパーソナルカード（ETCパーソナルカード事務局が発行）、③ETCコーポレートカード（NEXCO東日本、中日本、西日本3社が発行）については、同事務局やNEXCO等の高速道路の会社から、そのカードの利用に係る請求書が利用者に送付されています。この請求書が、来年10月以降インボイスとして利用できる形で送付される予定ということです。利用者はインボイスとして送付されてきた請求書を保存しておけば、仕入税額控除が受けられることとなります（下記表参考）。

ここで、さらに注意点が 있습니다。

ETCを利用する場合はインボイス対象外となる書類がありますので、注意してください。高速道路の利用証明として、サービスエリアやパーキングエリアなどに設置されていることがある「ETC利用履歴発行プリンター」を使って、入口料金所や出口料金所、利用年月日、利用料金などのETCの利用状況が記録された「利用明細書」を取得することができます。

しかし、「ETC利用履歴発行プリンター」で交付される「利用明細書」はインボイスの対象外です。NEXCO東日本によれば、「利用明細書に記載の金額は確定前の金額であり、割引等により後日変更される可能性があるため、適格請求書等の対象とはなりません」とのこと。インボイス制度開始後も、「ETC利用履歴発行プリンター」で「利用明細書」の発行を受けることができますが、その「利用明細書」は適格請求書等としては交付されないため、その保存だけしていても仕入税額控除は受けられないこととなります。

また、ETCカードを利用し料金所において「利用証明書」の発行を受けられることもあるようですが、こちらも「ETC利用履歴発行プリンター」と同様に、割引等による確定前の金額が記載される仕組みのため、適格請求書等の対象にはなりません（下記表参考）。インボイス制度開始後は、料金所で「利用証明書」の交付を受け、その保存だけしていても仕入税額控除は受けられないこととなります。

下記表にまとめましたので、参考にしてください。

【表】高速道路等の料金の支払方法と発行される書類の対応のイメージ

区分	支払方法	発行される書類
料金所 (窓口、 精算機)	現金	料金所において、適格簡易請求書として「領収書」や「利用証明書」を交付。
	クレジットカード	
ETC	① ETCクレジットカード等 (クレジットカード会社等発行)	Web上の「ETC利用照会サービス」において、「利用証明書」(PDF)を電子適格簡易請求書として交付。 利用者は「利用明細書」を電子データ保存又は出力し紙保存(電子帳簿保存法上は電子データ保存)。
	② ETCパーソナルカード (ETCパーソナルカード事務局が発行)	事務局から適格請求書として請求書を送付。
	③ ETCコーポレートカード (NEXCO東日本、中日本、西日本3社が発行)	NEXCO等の利用した高速道路の会社から適格請求書として請求書を送付。

10月号では、家賃等の受領、支払いに関する注意点を伝えできれば、と考えています。